

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定計量器定期検査

【公告】

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

○ 公共測量の終了

○ 一般競争入札の実施

工業技術センター

耕地課

治山課

監理課

用度課

目次

担当課（室）

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

◎岡山県告示第七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり（以下「非自動はかり等」という。）とする。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

| 区域 | 場 | 所 | 期日 |
|--|--|--|---------------------------------------|
| 玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町 新庄村 鏡野町 吉備中央町 | 岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所） | 岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所） | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内において別途指定する日 |

備考 ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり等の定期検査については、指定定期検査機関である一般社団法人岡山県計量協会が実施する。

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

〔七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 菅野中池地区）計画を変更したので、関係書
類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 菅野中池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年二月二十一日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

〔七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 八社地区）計画を変更したので、関係書類を
次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 八社地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年二月二十一日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

津山市役所

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

〔七二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | |
|---------------------------------|---------------------|-------|
| 六〇〇 | 登録番号 | |
| 馬場 堆利 | 氏名又は 名称 | 生産事業者 |
| 津山市押淵二九八番地 | 住所 | |
| 種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成 | 生産事業の内容 | |
| 馬場堆利苗 畑住所地に 同じ | 事業所の 名称及び 所在地 | |

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

〔七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------------------|-------|
| 岡山市東区西大寺 中野地内他 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和五年二月十日 | 終了年月日 |

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

〔七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|--------------------|-------|
| 小田郡矢掛町里山 田内地内 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量及び路線測量等） | 測量の種類 |
| 令和四年十二月二十三日 | 終了年月日 |

〔中五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び数量
庁用自動車リース業務（小型貨物自動車） 30台
- (2) 物品の特質等
入札説明書による
- (3) 契約期間
入札説明書で指定する期間
- (4) 納入場所
岡山県が指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）

令和5年2月21日 岡山県公報 第12474号

電話 (086) 226—7537

(2) 申請書の提出期限

令和5年2月28日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226—7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年2月21日(火) から同年3月7日(火) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年3月17日(金) 14時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年3月16日(木) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所以て提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年3月7日(火) 17時までに、4(1)の場所に提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和61年岡山県規則第8号) 第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products :

Government car leasing business (small truck) 30 unit

(2) Contract period :

According to the bid explanation

(3) Delivery place :

Locations designated by Okayama Prefecture

(4) Time limit for tender :

2:30 P.M. 17 March (Friday) , 2023

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7537